

「核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請」
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

令和5年7月10日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

令和5年6月27日付け REP-2023-00186 をもって申請した、新規制基準適合のための弊社第4次設工認申請（以下「本申請」）に対する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無について確認した結果を以下に示す。

1. 本申請の概要

- 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における耐震基準等の変更に伴い、補強が必要な建物及び設備・機器について耐震補強等を実施する。
 - 貯蔵施設を設置する建物である第2貯蔵棟に、耐震性を向上させるための耐力壁等を設置する改造及び扉に上部ガイドを設置する改造を行う。また、第2貯蔵棟に接続した構造であるD搬送路に、耐震性を向上させるための補強部材等を設置する改造を行う。
 - 第2貯蔵棟及びD搬送路に設置されている搬送設備及び貯蔵設備について、耐震性の向上または搬送物の落下・転倒を防止するための改造を行う。
 - 第2加工棟に設置されている核燃料物質を取扱う粉末移し替えフード及び附属コンベヤについて、耐震性の向上または核燃料物質を収納する容器の地震時離隔距離確保のための改造を行う。
- 施設への改造等を実施しない第2加工棟の汎用フード、粉末缶用台車、第2貯蔵棟のクレーン、リフタ及びウラン貯蔵容器とその附属であるウラン収納専用缶について、新規制基準への適合性確認をおこなう。
- 第1加工棟の不要な設備の撤去、廃油保管場の新設及びモニタリングポストの耐震補強と伝送機能追加を実施する。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響評価

本申請に係る核セキュリティ及び保障措置への影響評価を表1に示す。

評価の結果、核セキュリティに対しては本申請に伴い工事中の核物質防護措置に関する運用に変更が生じることから、必要に応じ代替措置や核物質防護規定の変更により事前に対応することとする。保障措置に対しては、既定の査察実施等に影響しないことを確認した。

なお、同日付 REP-2023-00217 をもって届け出した核燃料物質加工事業変更許可申請書に係る変更届（工事計画の変更）についても、核セキュリティ及び保障措置に係る工事の工程や作業へ影響しないことを確認した。

表1 第4次設工認申請に係る核セキュリティ及び保障措置への相互影響評価

影響評価対象	影響評価項目	影響評価	影響有無
核セキュリティ	防護対象の追加等の有無	本申請における施設の改造等に関連して防護対象の追加や変更は生じない。	無
	防護設備の性能への影響の有無	<p>本申請に含まれる施設の内、建物である第2貯蔵棟及びD搬送路の一部が核物質防護上の防護設備に該当する。本申請では、建物の障壁等（既存の外壁や出入口等扉）に対する補強工事を実施するが、工事後において防護設備の構造及び仕様に対する変更はなく、性能への影響はない。</p> <p>ただし、以下に示すとおり、本補強工事の実施期間中においては一時的に防護設備の性能に影響が有ると考えられるため、必要に応じた代替措置や核物質防護規定の変更により事前に対応する。</p>	有
	核物質防護規定への影響の有無	<p>上述の通り、本申請に伴い工事中の核物質防護措置に関する運用に変更が生じることから、必要に応じた代替措置や核物質防護規定の変更により事前に対応する。</p>	有
保障措置	保障措置設備の追加設置等の有無	本申請における施設の改造等に関連して保障措置設備の追加設置はない。	無
	保障措置関連設備への影響等の有無	当加工施設においては、保障措置関連設備を設けていない。また、本申請における工事等で査察用封印を施した容器、機材等に干渉することはない。	無
	査察活動への影響等の有無	本申請における施設の改造等で、規定の査察活動への影響はない。	無
	計量管理規定への影響等の有無	本申請における施設の改造等で、計量管理規定に定める事項が影響を受けることはない。	無